

平成 21 年〇月

労働安全衛生法関係試験制度等の見直し検討会中間的な議論のとりまとめ (案)

1 検討の経緯

労働安全衛生法令に基づく免許試験、労働安全・衛生コンサルタント試験並びに作業環境測定士試験については、昭和 40 年代以降、国の試験制度として整備され、実施されてきたところであり、受験者数は年々増加し、平成 20 年度においては、19 万人を超えているところである。

また、これらの試験については、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 75 条の 2 ほかに基づき、厚生労働大臣の指定する者（以下「指定試験機関」という。）に試験の実施の事務の一部又は全部を行わせることができるとされているところであるが、現在、全ての試験の実施の事務を指定試験機関に実施させているところである。

その試験の現状については、

- ① 年間受験者数が 6 万人を超えている試験がある一方で、100 人を下回るなど受験者数が減少しているものもあり、現在の状況を踏まえて、今後の取扱いについて再検討が求められるものが見られること、
- ② 試験の実施体制について、真に受験者の利便に沿ったものとなっているかについてチェックが必要となっていること、
- ③ 試験の手数料について、受益者負担や収支均衡のあり方といった観点から適切に設定されるよう、その設定の考え方について再整理する必要があること、

等から、試験制度全般の点検及び受験者の視点に立った試験実施のあり方等の改善の方向性の検討のため、学識経験者からなる「労働安全衛生法関係試験制度等の見直し検討会」（座長：平野敏右千葉科学大学学長）を開催し、議論を行い、その結果の中間的な議論のとりまとめを行った。

2 労働安全衛生法関係試験制度等の概要

労働安全衛生法関係法令に基づく試験制度の概要については以下のとおり。

(1) 労働安全衛生法に係る免許について

労働安全衛生法第12条の規定により、事業者は、都道府県労働局長の免許を受けた者等のうちから衛生管理者を選任しなければならないこととされている。また、同法第14条の規定により、事業者は、労働災害を防止するための管理を必要とする特定の作業について、都道府県労働局長の免許を受けた者等のうちから作業主任者を選任しなければならないこととされている。さらに、同法第61条第1項の規定により、クレーンの運転等の特定の危険業務については、事業者は、都道府県労働局長の当該業務に係る免許を受けた者等でなければ、当該業務に就かせてはならないこととされている。

これらの免許については、同法第72条第1項の規定により、免許試験に合格した者等に対し、免許証を交付して行うこととされているとともに、同法第75条第1項の規定により、免許試験は、都道府県労働局長が行うこととされている。

なお、免許試験は、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第69条により、次の表の左欄のとおり区分されている。また、免許試験の合格者が得られる免許の種類及び関係業務等の内容については、それぞれ同表の中欄及び右欄のとおり。

試験の区分	免許の種類	関係業務等
第1種衛生管理者免許試験	第1種衛生管理者免許	全ての業種において、衛生管理者として選任されることができる。（安衛則第7条）
第2種衛生管理者免許試験	第2種衛生管理者免許	特定の業種において、衛生管理者として選任されることができる。（安衛則第7条）
高圧室内作業主任者免許試験	高圧室内作業主任者免許	高圧室内作業において、作業主任者として選任されることができる。（高圧則第10条）
ガス溶接作業主任者免許試験	ガス溶接作業主任者免許	アセチレン溶接装置又はガス集合溶接装置を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の作業において、作業主任者として選任されることができる。（安衛則第314条）
林業架線作業主任者免許試験	林業架線作業主任者免許	一定の機械集材装置若しくは運材索道の組立て、解体、変更若しくは修理の作業又はこれらの設備による集材若しくは運材の作業において、作業主任者として選任されることができる。（安衛則第513条）
特級ボイラー技士免許試験	特級ボイラー技士免許（別途一定の業務経験が必要）	①一定の大きさのボイラーの取扱いの業務に就くことができる。（安衛則第41条） ②一定の大きさのボイラーの取扱い作業において、作業主任者として選任されることができる。（ボイラー則第24条）

1級ボイラー 技士免許試験	1級ボイラー 技士免許(別途 一定の業務経 験が必要)	①一定の大きさのボイラーの取扱いの業務 に就くことができる。(安衛則第41条) ②一定の大きさのボイラーの取扱い作業に おいて、作業主任者として選任されること ができる。(ボイラー則第24条)
2級ボイラー 技士免許試験	2級ボイラー 技士免許	①一定の大きさのボイラーの取扱いの業務 に就くことができる。(安衛則第41条) ②一定の大きさのボイラーの取扱い作業に おいて、作業主任者として選任されること ができる。(ボイラー則第24条)
エックス線作 業主任者免許 試験	エックス線作 業主任者免許	一定の放射線業務に係る作業において、作業 主任者として選任されることことができる。(電 離則第46条)
ガンマ線透過 写真撮影作業 主任者免許試 験	ガンマ線透過 写真撮影作業 主任者免許	ガンマ線照射装置を用いて行う透過写真の 撮影の業務において、作業主任者として選任 されることことができる。(電離則第52条の2)
発破技士免許 試験	発破技士免許	発破の場合におけるせん孔、装てん、結線、 点火並びに不発の装薬又は残薬の点検及び 処理の業務に就くことことができる。(安衛則第 41条)
揚貨装置運転 士免許試験	揚貨装置運転 士免許	制限過重が5トン以上の揚貨装置の運転の 業務に就くことことができる。(安衛則第41条)
特別ボイラー 溶接士免許試 験	特別ボイラー 溶接士免許	ボイラー又は第1種圧力容器の溶接の業務 に就くことことができる。(安衛則第41条)
普通ボイラー 溶接士免許試 験	普通ボイラー 溶接士免許	ボイラー又は第1種圧力容器の溶接の業務 に就くことことができる。(安衛則第41条)
ボイラー整備 士免許試験	ボイラー整備 士免許	ボイラー又は第1種圧力容器の整備の業務 に就くことことができる。(安衛則第41条)
クレーン・デリ ック運転士免 許試験	クレーン・デリ ック運転士免 許 ^注	つり上げ過重が5トン以上のクレーン及び デリックの運転の業務に就くことことができる。 (安衛則第41条)
移動式クレー ン運転士免許 試験	移動式クレー ン運転士免許	つり上げ過重が1トン以上の移動式クレー ンの運転の業務に就くことことができる。(安衛 則第41条)
潜水士免許試 験	潜水士免許	潜水器を用い、かつ、空気圧縮機若しくは手 押しポンプによる送気又はボンベからの給 気を受けて、水中において行う業務に就くこ

		とができる。(安衛則第41条)
--	--	-----------------

注 クレーン則第224条の4により、取り扱うことのできる機械の種類を限定した限定免許（床上運転式クレーン限定免許、クレーン限定免許）がある。

(2) 労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタントについて

労働安全衛生法第81条第1項及び第2項の規定により、労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタントは、労働者の安全又は衛生の水準向上を図るため事業場の指導等を業として行うこととされている。

労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタントは、同法第84条第1項の規定により、労働安全コンサルタント試験又は労働衛生コンサルタント試験に合格した者が労働安全コンサルタント名簿又は労働衛生コンサルタント名簿に所定の事項の登録を受けてなることができることとされており、同法第82条第1項及び第83条第1項の規定により、労働安全コンサルタント試験及び労働衛生コンサルタント試験は、厚生労働大臣が行うこととされている。

(3) 作業環境測定士について

労働安全衛生法第65条の規定により、有害な業務を行う屋内作業場等については、事業者は作業環境測定を行い、その結果を記録しておかなければならないとされている。また、作業環境測定法（昭和50年法律第28号）第3条の規定により、事業者は、特定の作業場について作業環境測定を行うときは、作業環境測定士に実施させなければならないこととされている。

作業環境測定士は、同法第5条の規定により、作業環境測定士試験に合格し、かつ、一定の講習を修了した等の者が、作業環境測定士となる資格を有するとされており、同法第7条の規定により、資格を有する者が作業環境測定士となるには、作業環境測定士名簿に所定の事項の登録を受けなければならないこととされている。また、作業環境測定士試験は、同法第14条第1項の規定により、厚生労働大臣が行うこととされている。

(4) 試験の実施

(1)から(3)に係る試験の実施に関する事務は、労働安全衛生法第75条の2第1項、第83条の2及び作業環境測定法第20条の規定により、それぞれ、厚生労働大臣の指定する者（以下「指定試験機関」という。）に、その事務の全部又は一部を行わせることができるとされており、現在、(財)安全衛生技術試験協会を指定試験機関として指定し、(1)から(3)に係る試験の実施に関する事務の全部を行わせているところである。

(5) 試験の手数料

試験を受けようとする者が納付しなければならないこととされている手数料については、その額については労働安全衛生法関係手数料令（昭和47年政令第345号）第6条及び作業環境測定法施行令（昭和50年政令第244号）第3条に規定されている。また、納付については、労働安全衛生法第112条及び作

業環境測定法第49条に基づき、指定試験機関に納付することとなっている。

手数料の額は次のとおり。

ア 免許試験を受けようとする者

- ・ 特別ボイラー溶接士試験
学科試験については7,000円、実技試験については21,800円
- ・ 普通ボイラー溶接士試験
学科試験については7,000円、実技試験については18,900円
- ・ 揚貨装置運転士免許試験等
学科試験については7,000円、実技試験については11,100円
- ・ その他の免許試験
7,000円

イ 労働安全コンサルタント試験又は労働衛生コンサルタント試験を受けようとする者

24,700円

ウ 作業環境測定士試験を受けようとする者

- ・ 第一種作業環境測定士試験
13,900円（特定科目の全部が免除される場合は10,600円）試験の科目が1を超えるときは、その1科目ごとに3,300円を加算した額
- ・ 第二種作業環境測定士試験
11,800円

3 現状

(1) 受験申請者数全体の推移

労働安全衛生法に基づく免許試験（学科試験に限る）の受験申請者数は、図3-1のとおり推移している。これまで概ね16万人程度で推移していたところであるが、近年増加傾向にあり、平成19年度においては、19万人を超えたところである。

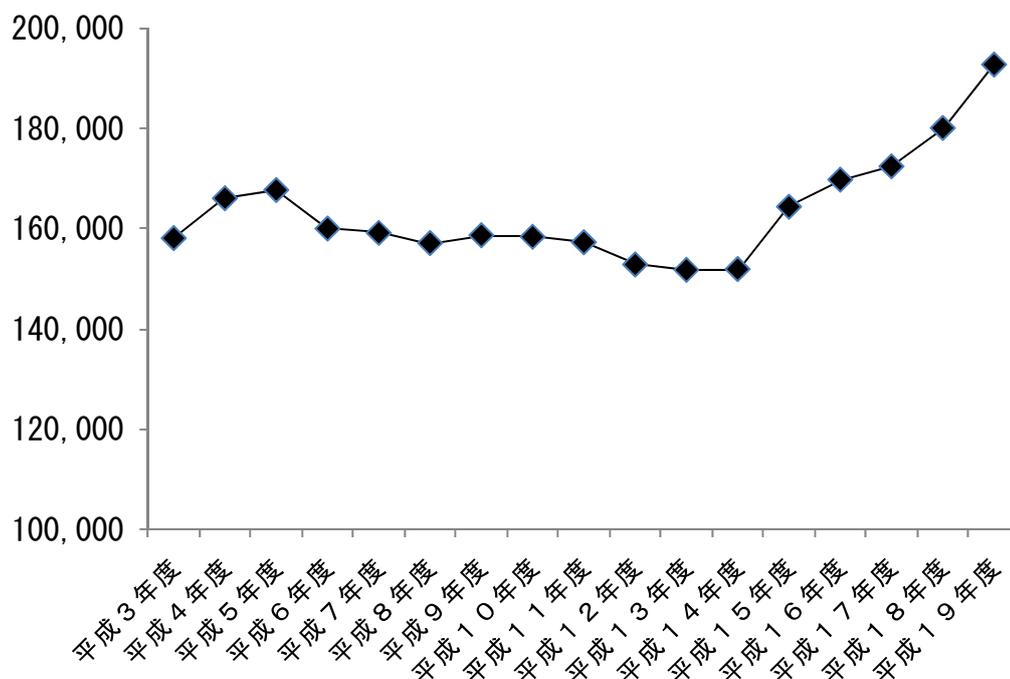


図3-1 受験申請者数

(2) 安全衛生技術センターの概要及び出張試験

免許試験の実施に当たっては、指定試験機関である（財）安全衛生技術試験協会が、全国に7か所ある安全衛生技術センター（国の施設であり、指定試験機関に対し無償で使用することを認めている。各センターの概要については別添2のとおり。）において試験を行っているところであるが、受験申請者の利便性の向上のため、センターで実施する試験のほか、別途出張試験として、民間の施設を借り上げ、センターのない都府県等においても試験を行っているところ。労働安全衛生法に基づく免許試験に係るセンターでの試験実施回数及び受験申請者数並びに出張試験での試験実施回数及び受験申請者数については、表3-1のとおり。

	センターでの実績		出張試験での実績	
	回数	申請者数	回数	申請者数
北海道安全衛生技術センター	146	9,416	45	2,321
東北安全衛生技術センター	162	13,366	60	5,342
関東安全衛生技術センター	271	65,901	94	18,746
中部安全衛生技術センター	213	28,178	71	8,330

近畿安全衛生技術センター	206	30,336	34	4,625
中国四国安全衛生技術センター	186	22,758	68	9,009
九州安全衛生技術センター	329	45,363	103	15,004

※ いずれも学科試験に限る。また、出張試験での実績はセンターでの実績の内数である。

表3-1 センター及び出張試験における試験実施回数及び受験申請者数

(3) 免許試験ごとの受験申請者数及び試験回数の推移

免許試験毎の受験申請者数及び試験回数の推移は、表3-2のとおりである。

免許試験の種類によって、受験申請者数及び試験回数に大きな差があり、最も多い第1種衛生管理者免許試験においては、6万人超の受験申請者に対し、219回の免許試験を実施しているところであるが、最も少ない高圧室内作業主任者免許試験においては、64人の受験申請者に対し、6回の免許試験を実施しているのみである(いずれも平成20年度の実績)。また、受験申請者数は、全体としては増加傾向にあるものの、発破技士免許試験等一部の試験については減少傾向にあるものも見受けられる。

試験の区分	平成18年	平成19年	平成20年
第1種衛生管理者免許試験	55,011	62,249	61,470
	201	212	219
第2種衛生管理者免許試験	25,356	29,318	29,429
	202	212	219
高圧室内作業主任者免許試験	61	56	64
	7	6	6
ガス溶接作業主任者免許試験	804	949	973
	19	18	18
林業架線作業主任者免許試験	224	186	194
	20	17	16
特級ボイラー技士免許試験	814	808	732
	7	7	7
1級ボイラー技士免許試験	10,527	10,061	9,949
	91	89	92
2級ボイラー技士免許試験	36,276	35,188	35,344
	211	212	207
エックス線作業主任者免許試験	7,101	7,892	7,659
	44	44	45
ガンマ線透過写真撮影作業主任者免許試験	334	398	389
	7	7	7

発破技士免許試験		826	529	358
		27	24	21
揚貨装置運転士免許試験	学科	546	649	637
		16	18	15
	実技	387	419	408
		12	13	10
特別ボイラー溶接士免許試験	学科	115	158	144
		14	14	11
	実技	124	206	137
		19	25	15
普通ボイラー溶接士免許試験	学科	731	843	908
		18	17	18
	実技	725	1,100	934
		33	53	42
ボイラー整備士免許試験		3,750	3,551	3,678
		48	46	44
クレーン・デリック運転士免許試験	学科	1,963	2,011	1,389
		127	122	114
	実技	120	272	261
		74	108	114
クレーン・デリック運転士免許試験 (クレーン限定)	学科	22,874	24,869	29,641
		134	135	136
	実技	5,541	5,628	5,491
		200	204	203
クレーン・デリック運転士免許試験 (床上運転式限定)	学科	93	154	175
		17	20	15
	実技	69	108	83
		20	21	15
移動式クレーン運転士免許試験	学科	5,616	5,852	5,661
		87	79	78
	実技	681	700	645
		63	61	60
潜水士免許試験		6,880	6,805	6,796
		52	54	54
労働安全コンサルタント	筆記	1,045	994	985
		1	1	1
	口述	385	196	274
		1	1	1
労働衛生コンサルタント	筆	275	321	309

	記	1	1	1
	口	321	367	359
	述	1	1	1
第1種作業環境測定士		1,203	1,132	1,165
		1	1	1
第2種作業環境測定士		1,689	1,865	1,778
		2	2	2

※ 上段が受験申請者数、下段が試験実施回数

※ 実技試験は、登録教習機関による実技教習を受講することにより、免除されることができる。

表3-2 受験申請者数及び試験回数の推移

4 論点ごとの検討の状況等

(1) 適正かつ合理的な試験制度のあり方

① 受験資格の見直し

ア 現状等

免許試験の受験資格として、免許試験の区分ごとに、学歴、実務経験、訓練、その他の免許や資格試験の合格等を定めている（具体的には別添1のとおり）。

イ 見直しの方向等

受験資格に実務経験を求めているものもあるが、免許試験の区分によっては、実務経験を求める機会が少ないもの、あるいは必ずしも実務経験を要しないようなものもあると考えられるとの意見もあり、実務経験は受験時ではなく、免許交付時までに必要な実務経験があればよいという整理もできるのではないかとこの意見があった。一方、その場合には、免許試験合格から免許交付まで一定の期間を区切る必要があり、その期間をどれぐらいに設定するのが適切かという問題もあるという意見もあった。

このため、受験資格については、特に実務経験の取扱いについて、安全衛生確保の観点から、さらに検討が必要ではないか。

② 技術の進歩等に応じた免許試験の区分の見直し

ア 現状等

労働安全衛生法令に基づく免許試験は、現在、①第一種衛生管理者、②第二種衛生管理者、③高圧室内作業主任者、④ガス溶接作業主任者、⑤林業架線作業主任者、⑥特級ボイラー技士、⑦一級ボイラー技士、⑧二級ボイラー技士、⑨エックス線作業主任者、⑩ガンマ線透過写真撮影作業主任者、⑪発破技士、⑫揚貨装置運転士、⑬特別ボイラー溶接士、⑭普通ボイラー溶接士、⑮ボイラー整備士、⑯クレーン・デリック運転士、⑰移動式クレーン運転士、⑱潜水士の18区分となっている。

イ 見直しの方向等

免許試験の区分については、受験者数が少ないものについては廃止や統合をしようかという意見がある一方で、受験者が少なくても、受験者がいる以上は廃止や統合はしないほうがよいのではないかとこの意見もあり、見直しには専門的な観点から慎重な検討が必要ではないか。

③ 試験方法について

ア 現状等

免許試験については、学科試験のみ又は学科試験及び実技試験により実施している。

また、労働安全・衛生コンサルタント試験は、筆記試験と口述試験により実施している。

さらに、作業環境測定士試験は、筆記試験により実施している。

イ 見直しの方向等

労働安全・衛生コンサルタント試験については、(2)の②のアに記載しているように、大幅な支出超過となっていることから、経費のかかる口述試験を見直すなど試験方法を工夫することによって支出を抑制することも考えられる。

しかしながら、労働安全・衛生コンサルタントは、事業場の安全衛生についての診断及びこれに基づく指導を行う者であることから、コミュニケーション資質、指導力、説得力などが必要であり、これらを見極めるためには、引き続き口述試験を行うことが必要なのではないかと。

(2) 受験者の利便性等の視点に立った免許試験の実施

① 安全衛生技術センターの老朽化への対応を含めた試験会場の確保について

ア 現状等

免許試験の実施に当たっては、指定試験機関である(財)安全衛生技術試験協会(以下「協会」という。)が全国7か所にある安全衛生技術センター(以下「試験センター」という。)において試験を行っているほか、主要都市において出張による試験も行っている。

試験センターは、確実に試験が行われるよう国が計画的に設置し、協会に貸与したものである。試験センターは、北海道、東北、関東、中部、関西、中国四国、九州にあり、それぞれの所在地、施設の概要は別添2のとおりである。これらの試験センターについては、受験者の利便性等の視点に立つと以下のような課題がある。

- ・ 試験センターは都市部から離れた場所に立地しており、交通の便も悪く、受験者からの苦情等もある。
- ・ 各試験センターは、設置後30年以上経過して、近い将来、大規模な修繕が必要になると見込まれる。
- ・ 学科試験については、現在、全体の3割を利便性の高い都市部の民間施設を借り上げ実施している。

イ 見直しの方向等

受験者の利便性への配慮、施設の老朽化への対応を踏まえると、代替施設の借り上げ及びそれに伴う経費に係る収入の確保を前提として、現在のセンターから、より利便性の高い民間施設等での試験の実施への移行を検討すべきではないか。具体的には、学科試験についてはすでに約3割を出張試験で実施していることから、これを拡大し、都市部の利便性等の高い民間施設の借り上げを検討してはどうか。

実技試験については、民間の実技教習機関の施設の借り上げを検討してはどうか。

地方都市において試験実施施設(特に実技試験)の確保が困難な地域については、引き続き、現行の試験センターで試験を実施することも検討すべき

ではないか。

② 適切な試験手数料の在り方

ア 現状

現在の試験手数料は、上記2の(5)のとおり、免許関係については、学科は一律7,000円、実技は、特別ボイラー溶接士が21,800円、普通ボイラー溶接士が18,900円、揚貨装置運転士、クレーン・デリック運転士及び移動式クレーン運転士が11,100円となっており、労働安全・衛生コンサルタント試験は、24,700円、作業環境測定士試験は、第一種作業環境測定士が13,900円（試験の科目が1のとき）^{注1)}、第二種作業環境測定士が11,800円となっている。

手数料収入全体の額は、平成20年度では、免許試験は約17億円、労働安全・衛生コンサルタント試験は約3,800万円、作業環境測定士試験は約3,800万円となっている。一方で、支出の全体の額^{注2)}は、免許試験は約12億円、労働安全・衛生コンサルタント試験は約1億6,000万円、作業環境測定士試験は約8,800万円となっており、労働安全・衛生コンサルタント試験、作業環境測定士試験については、それぞれ単独で収支を見ると、大幅な赤字となっている。また、免許試験については、大幅な黒字となっていることから、平成21年度から学科試験の手数料の額を8,300円から7,000円へと見直しを行ったところである。

注1 特定科目の全部が免除される場合は10,600円、試験の科目が1を超えるときは、その1科目ごとに3,300円を加算した額

注2 特定資産支出（退職手当引当預金支出を除く）を含まない。また、管理費支出、退職手当引当預金支出については、安全衛生技術試験協会において按分した割合を使用している。

イ 見直しの方向等

免許の学科試験の手数料については、受験者数の多寡にかかわらず一律の金額となっており、応募者数に応じて手数料を見直すことも考えられるが、受験者数が少ない免許試験の手数料は高額となり、安全衛生の確保を図るために危険有害業務に義務付けられた免許取得の障害となることから、学科試験の手数料については現行どおり一律とするのがよいのではないか。

その上で、受験者数が少ないものについては、試験の回数を見直すことによりコスト削減を図ってはどうか。

労働安全・衛生コンサルタントについては、収支が赤字となっていること、また、就業制限による免許の取得と異なり、個人の資質向上の要素が強いことから、他の国家試験の手数料も勘案しつつ、試験手数料を値上げしてもよいのではないか。

また、手数料の設定に当たっては、議論の前提として試験の実施に要するコストが適正なものとなっていることが重要である。そのためには、試験を実施している協会の運営コスト自体が適正であることを確認する必要があるのではないか。

その上で、手数料設定についてはルールを設定することが必要ではないか。

③ 試験実施について

ア 現状等

免許試験については、受験者数によって、年間の試験回数が6回から219回まで（平成20年度実績）となっている（別添3）。

また、試験の受験申請は、郵送又はセンターでの窓口受理により行っている。

イ 見直しの方向等

休日の試験回数や出張試験の増を望む声もあることから、利用者の要望も踏まえつつ、どの地域でも合理的な頻度で受験機会が得られるよう、試験実施地域や回数等を設定する必要があるのではないか。

また、さらなる利便性の向上のため、一部でも電子申請の導入を検討する必要があるのではないか。

そのほか、試験の実施について、利用者の要望を反映させるような仕組みを検討してはどうか。

(3) その他

労働安全・衛生コンサルタントの資格保有者の活用について検討すべきではないか。

5 今後

この中間的な議論のとりまとめについては、実施の可否等対応の方向について、事務局において更に検討する必要がある。今後は、事務局において更に検討した結果に基づいて、本検討会において議論を深め、最終とりまとめを行うこととしたい。

労働安全衛生法令に定める受験資格

	免許試験の種類	試験科目		受験資格							
		筆記	実技	実務経験が必要				実務経験が不要			
				実務経験のみ	専門学科の学歴	学歴	実習・訓練等の修了者	その他免許・資格試験合格者	専門学科の学歴	実習・訓練等の修了者	その他免許・資格試験合格者
1	第一種衛生管理者免許試験	○	—	○		○	○	○			
2	第二種衛生管理者免許試験	○	—	○		○	○	○			
3	高圧室内作業主任者免許試験	○	—	○							
4	ガス溶接作業主任者免許試験	○	—		○		○	○	○	○	○
5	林業架線作業主任者免許試験	○	—	○							
6	特級ボイラー技士免許試験	○	—		○※1			○※1			○
7	一級ボイラー技士免許試験				○※1			○※1			○
8	二級ボイラー技士免許試験			○※1	○※1			○※6		○	○
9	エックス線作業主任者免許試験	○	—	なし							
10	ガンマ線透過写真撮影作業主任者免許試験	○	—	なし							
11	発破技士免許試験	○	—	○※2	○※1					○	
12	揚貨装置運転士免許試験	○	○	なし							
13	特別ボイラー溶接士免許試験	○	○					○※4			
14	普通ボイラー溶接士免許試験			○※3							
15	ボイラー整備士免許試験	○	—	○※5						○	
16	クレーン・デリック運転士免許試験	○	○	なし							
17	移動式クレーン運転士免許試験	○	○	なし							
18	潜水士免許試験	○	—	なし							

- ※1 実地修習
- ※2 補助作業の業務経験
- ※3 溶接作業の経験
- ※4 ボイラー等の溶接作業の経験
- ※5 補助の業務経験等
- ※6 所有資格に係る業務経験

安全衛生技術センター一覧

○北海道安全衛生技術センター

住所 〒061-1407 北海道恵庭市黄金北 3-13
竣工 昭和62年10月
設備 試験室（定員100名2室、定員20名1室、定員6名1室）、天井クレーン（5t）2基、油圧式トラッククレーン（12t）、ラフテレーンクレーン（20t）、アーク溶接機4台、万能試験機（30t）
管轄 北海道
実施可能試験 各種筆記試験、実技（クレーン、移動式クレーン、特別ボイラ、普通ボイラ）

○東北安全衛生技術センター

住所 〒989-2427 宮城県岩沼市里の杜 1-1-15
竣工 昭和61年11月
設備 試験室（定員100名2室、定員12名1室）、天井クレーン（5t）2基、油圧式トラッククレーン（12t）、ラフテレーンクレーン（22t）、アーク溶接機5台、万能試験機（20t）
管轄 青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
実施可能試験 各種筆記試験、実技（クレーン、移動式クレーン、特別ボイラ、普通ボイラ）

○関東安全衛生技術センター

住所 〒290-0011 千葉県市原市能満 2089
竣工 昭和55年3月
設備 試験室（定員140名4室）、天井クレーン（5t）2基、油圧式トラッククレーン（11t）、ラフテレーンクレーン（22t）、アーク溶接機7台、デリック（5t）、万能試験機（30t）
管轄 茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野
実施可能試験 各種筆記試験、実技（クレーン、移動式クレーン、特別ボイラ、普通ボイラ）。なお、揚貨装置運転士実技試験については近隣の短期大学に施設を借用し実施

○中部安全衛生技術センター

住所 〒477-0032 愛知県東海市加木屋町丑寅海戸 51-5

竣工 昭和59年11月

設備 試験室（定員100名3室、定員8名1室）、天井クレーン（5t）2基、油圧式トラッククレーン（11t）、ラフテレーンクレーン（22t）、アーク溶接機5台、万能試験機（20t）

管轄 富山、石川、福井、岐阜、静岡、愛知、三重

実施可能試験 各種筆記試験、実技（クレーン、移動式クレーン、特別ボイラ、普通ボイラ）。なお、揚貨装置運転士実技試験については近隣の（独）雇用・能力開発機構愛知センターに施設を借用し実施

○近畿安全衛生技術センター

住所 〒675-0007 兵庫県加古川市神野町西之山字迎野

竣工 昭和53年10月

設備 試験室（定員90名2室、定員60名2室、定員6名1室）、天井クレーン（5t）2基、油圧式トラッククレーン（16t）、ラフテレーンクレーン（16t）、アーク溶接機5台

管轄 滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山

実施可能試験 各種筆記試験、実技（クレーン、移動式クレーン、特別ボイラ、普通ボイラ）。なお、揚貨装置運転士実技試験については近隣の（独）雇用・能力開発機構関西職業能力開発推進センターに施設を借用し実施

○中国四国安全衛生技術センター

住所 〒721-0955 広島県福山市新涯町 2-29-36

竣工 昭和61年2月

設備 試験室（定員100名3室、定員15名1室、定員8名1室）、天井クレーン（5t）2基、油圧式トラッククレーン（16t）、ラフテレーンクレーン（22t）、アーク溶接機5台、万能試験機（30t）

管轄 島根、鳥取、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知

実施可能試験 各種筆記試験、実技（クレーン、移動式クレーン、特別ボイラ、普通ボイラ）。なお、揚貨装置運転士実技試験については近隣の技能教習所に施設を借用し実施

○九州安全衛生技術センター

住所 〒839-0809 福岡県久留米市東合川 5-9-3

竣工 昭和55年3月

設備 試験室（定員100名3室）、天井クレーン（5t）2基、ラフテレーンクレーン（16t）、アーク溶接機5台、万能試験機（30t）

管轄 福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島

実施可能試験 各種筆記試験、実技（クレーン、移動式クレーン、特別ボイラ、普通ボイラ）

平成20年度労働安全衛生法に基づく免許試験結果(学科)

別添3

免許試験の種類		実施回数(のべ)	申請者数	受験者数	合格者数	合格率(%)
第一種衛生管理者免許		219	61,470	58,362	33,417	57.3
第二種衛生管理者免許		219	29,429	27,966	19,159	68.5
高圧室内作業主任者免許		6	64	61	46	75.4
ガス溶接作業主任者免許		18	973	948	710	74.9
林業架線作業主任者免許		16	194	188	118	62.8
特級ボイラー技士免許		7	732	691	218	31.5
一級ボイラー技士免許		92	9,949	9,302	3,902	41.9
二級ボイラー技士免許		207	35,344	34,163	17,522	51.3
エックス線作業主任者免許		45	7,659	7,248	3,347	46.2
ガンマ線透過写真撮影作業主任者免許		7	389	373	288	77.2
発破技士免許		21	358	344	168	48.8
揚貨装置運転士免許		15	637	630	456	72.4
特別ボイラー溶接士免許		11	144	143	103	72.0
普通ボイラー溶接士免許		18	908	892	604	67.7
ボイラー整備士免許		44	3,678	3,586	2,352	65.6
クレーン・デリック運転士免許	(限定なし)	114	1,389	1,322	695	52.6
	(クレーン限定)	136	29,641	28,935	14,441	49.9
	(床上運転式限定)	14	112	108	51	47.2
移動式クレーン運転士免許		78	5,661	5,456	3,701	67.8
潜水土免許		54	6,796	6,517	5,240	80.4
合計		1,341	195,527	187,235	106,538	56.9

平成20年度労働安全衛生法に基づく免許試験結果(実技)

免許試験の種類	実施回数(のべ)	申請者数	受験者数	合格者数	合格率(%)
特別ボイラー溶接士免許	15	137	134	124	92.5
普通ボイラー溶接士免許	42	934	917	606	66.1
クレーン・デリック運転士免許	(限定なし)	114	232	76	32.8
	(クレーン限定)	203	5,491	2,464	49.3
	(床上運転式限定)	15	83	78	62.8
移動式クレーン運転士免許	60	645	608	379	62.3
揚貨装置運転士免許	10	408	397	377	95.0
合計	459	7,959	7,369	4,075	55.3

平成20年度作業環境測定士試験の受験結果

免許試験の種類	実施回数※	申請者数	受験者数	合格者数	合格率(%)
第一種作業環境測定士	1	1,165	1,109	668	60.2
第二種作業環境測定士	2	1,778	1,656	388	23.4
合計	3	2,943	2,765	1,056	38.2

※ 7センター及び東京会場にて実施（第二種作業環境測定士の第2回の試験は7センターで実施）

平成20年度労働安全・労働衛生コンサルタント試験の受験結果(筆記)

免許試験の種類	実施回数※	申請者数	受験者数	合格者数	合格率(%)
労働安全コンサルタント	1	985	893	273	30.6
労働衛生コンサルタント	1	309	273	102	37.4
合計	2	1,294	1,166	375	32.2

※ 7センターで実施

平成20年度労働安全・労働衛生コンサルタント試験の受験結果(口述)

免許試験の種類	実施回数※	筆記試験 免除者数	受験者数	合格者数	合格率(%)
労働安全コンサルタント	1	1	269	226	84.0
労働衛生コンサルタント	1	257	341	146	42.8
合計	2	258	610	372	61.0

※ 東京会場及び大阪会場で実施